呉市告示第94号

呉市屋外広告物条例(平成28年呉市条例第33号。以下「条例」という。)第3条に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止する地域又は場所に関し、同条第2号、第3号、第7号、第11号、第15号又は第16号の規定により指定する区域等を次のように定めましたので、条例第46条の規定により告示し、平成28年4月1日から適用します。

平成28年3月31日

呉市長 小 村 和 年

条例の規定による区域等の指定

- 1 条例第3条第2号の規定による範囲 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規 定により指定された建造物の周囲50メートル以内の区域
- 2 条例第3条第3号の規定による区域 広島県文化財保護条例(昭和51年広島県条例第3号)第3条第1項又は第2 9条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の区域
- 3 条例第3条第7号の規定により除外する区域 蒲刈町大浦日高庄緑地環境保全地域,安浦町内海亀山八幡神社緑地環境保全地 域及び下蒲刈町下島天神鼻緑地環境保全地域
- 4 条例第3条第11号の規定による区域
 - (1) 音戸の瀬戸公園の区域の周囲 2 0 0 メートル以内の地域のうち、家屋連たん 区域(半径 1 5 0 メートルの範囲内に連たんする戸数が 1 0 戸以上である区域 をいう。次号において同じ。)を除いた地域
 - (2) 音戸町坪井3丁目日附鼻北端,同町字古観音地内古観音山山頂三角点標石, 同町字長尾地内長尾山頂三角点標石及び同町高須3丁目双見鼻北端を順次結ん だ3直線と同町日附鼻北端から双見鼻北端に至る最大高潮時海岸線とによって 囲まれた地域のうち,家屋連たん区域を除いた地域
 - (3) 柏島
- 5 条例第3条第15号の規定による区域 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域
- 6 条例第3条第16号の規定による区域 社寺,教会及び火葬場の建造物並びにその境域

担当課:都市計画課 (電話25-3366)